再就職者による依頼等（働きかけ）の禁止について
（地方公務員法第３８条の２関係）

①　離職後に営利企業等※１に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前５年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等※２の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※３について、離職後２年間、離職前５年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

②　在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

③　規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出る義務があります。

（例）
- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼

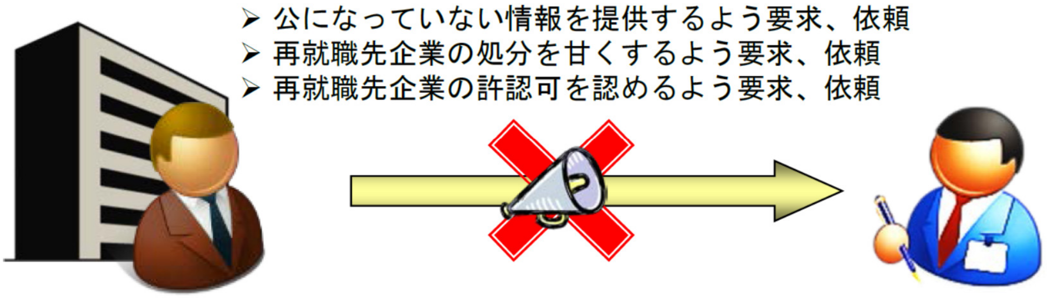

営利企業等に再就職した
職員ＯＢ

職　員

◎規制に違反して働きかけを行った場合、10万円以下の過料の対象となります。
◎不正な行為を行うよう働きかけを行った場合、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

◎届出義務に違反して届出を行わなかった場合、懲戒処分の対象となります。
◎不正な行為を行うよう働きかけを受け、これに応じ不正な行為を行った場合、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

※１：営利企業等　営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。※２：地方公共団体の執行機関の組織等　再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）です。具体的には、市長事務部局、教育委員会などのようにグループ分けされます。※３：契約等事務　①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

規制対象	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	退職前５年間の職務に関するもの	退職後２年間
	在職中自らが決定した契約・処分に関するもの	期間の定めなし
退職前５年より前に**部長級の職に就いていた再就職者**	当該職に就いていたときの職務に関するもの	退職後２年間

働きかけが禁止される職務経歴と禁止期間の相関図

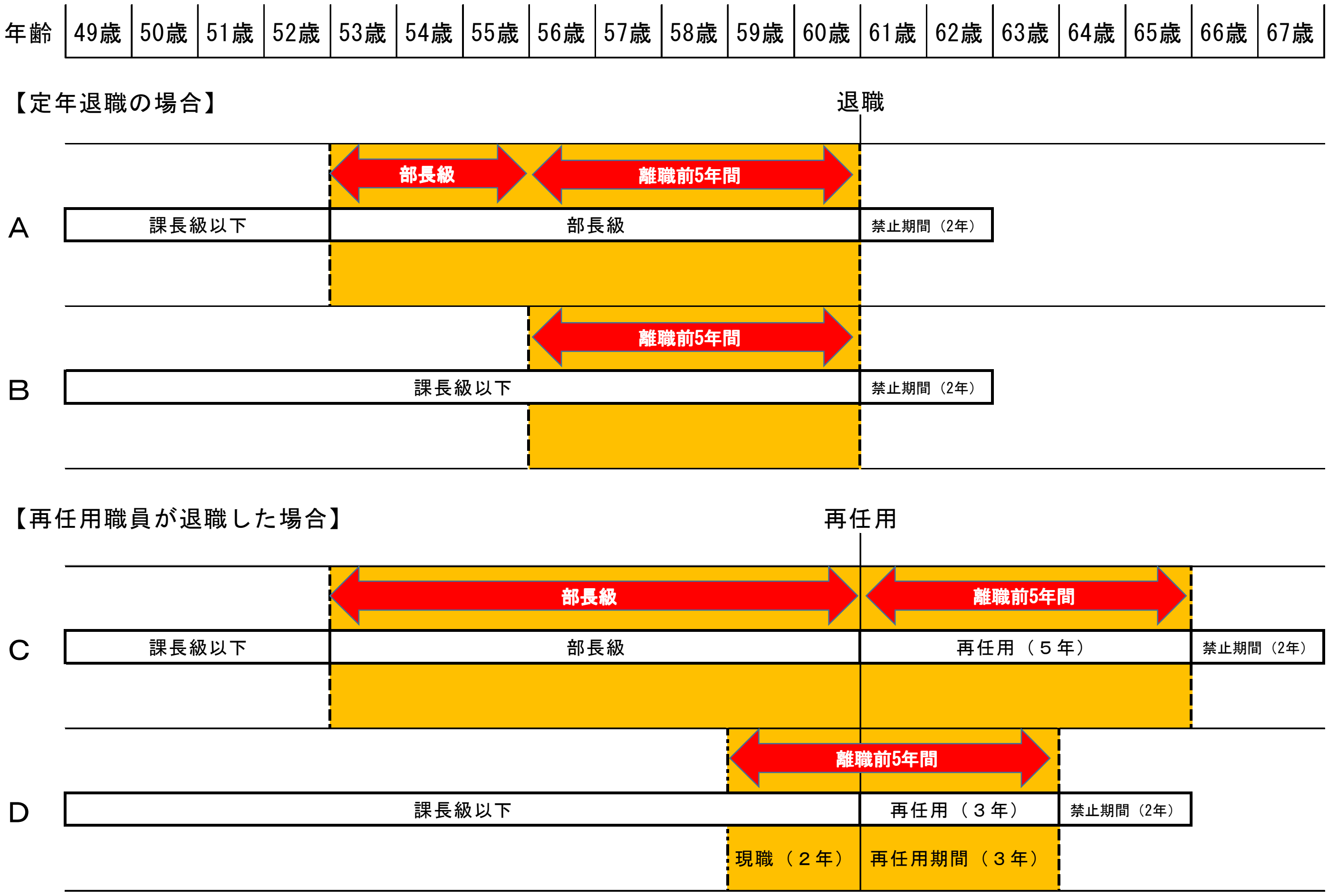

［橙色の枠］は、働きかけが規制される職務の対象期間（離職前５年間。ただし、離職前５年間よりも前に部長級の職に就いていた場合は、当該職であった時の職務の期間も含む。

［禁止期間］は。働きかけが禁止される期間（離職後２年間。ただし、自ら決定（最終決裁者）した業務等については期間の定めなし。

ただし、次の行為は禁止されていません

- 試験、検査、検定など、行政庁からの委託等を受けてその事務の一部を行う営利法人等に再就職した職員が、当該事務を行うために必要な場合等
- 地方自治体等の事務事業と密接な関連を有する業務として規則で定める場合
- 法令や契約に基づく権利を行使したり、義務を履行する場合等
- 法令に基づく申請及び届出を行う場合
- 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地の少ない職務に関するものについて、**別府市職員の退職管理に関する規則に則り「再就職者による依頼等の承認申請書」を任命権者へ提出し、承認を受けて行う場合**

働きかけ禁止に関するＱ＆Ａ

Ｑ１：「営利企業等」とは。
Ａ１：営利企業に加えて、非営利法人（国、地方公共団体等を除く。）のことをいいます。このため、公益法人、ＮＰＯ法人等も含まれます。

Ｑ２：「子法人」とは。
Ａ２：営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人のことです。

Ｑ３：働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とは。
Ａ３：一般職に属する職員（非常勤※・臨時職員、条件付採用期間中の職員を除く。）です。特別職である市長や副市長などは含まれません。
※一般職の非常勤職員のうち、地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（ＯＢ職員）は規制の対象になります。

Ｑ４：「再就職者」とは。
Ａ４：職員であった者で、離職後に営利企業等に就職した者です。

Ｑ５：契約等事務とは。
Ａ５：①再就職者が在籍している営利企業等と別府市との間で締結される契約、②営利企業等に対する処分に関する事務、のことです。

Ｑ６：「処分」とは。
Ａ６：行政手続法第２条第２項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為のことです。

Ｑ７：「要求又は依頼」とは。
Ａ７：契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけではなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象となります。なお、働きかけの内容が、不正か否かは問いません。

Ｑ８：契約や処分に関する働きかけであれば、「不正な行為」を求めるものでない働きかけでも禁止されるのか。
Ａ８：不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されます。これに該当した場合は過料の対象になります。なお、職務上不正な行為を働きかけた場合（又は相当な行為をしないように働きかけた場合）には、刑罰（懲役又は罰金）の対象になります。

Ｑ９：再就職者から働きかけを受けた場合は、どうしたらよいか。
Ａ９：働きかけを受けた者は、公平委員会へ届け出なければなりません。**（公平委員会規則に則り「再就職者から依頼等を受けた場合の届出」を総務部総務課へ提出してください。）**

Ｑ10：第三者が、再就職者から職員への働きかけを発見した場合は。
Ａ10：任命権者又は公平委員会へ通報していただき、調査は任命権者が行います。

Ｑ11：在職していた職が廃止され他の執行機関へ事務が移管された場合、働きかけ規制の対象となる「執行機関の組織等の職員」とは何を指すか。
Ａ11：例えば、再就職者が離職前５年間に在職していた市長事務部局で就いていた職が廃止され、当該職に係る事務が教育委員会へ移管された場合については、当該教育委員会の事務局及び学校に属する職員となります。

Ｑ12：自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とは、どのような場合か。
Ａ12：契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合（最終決裁権者）となっている場合のことです。